#### 八千代市地域生活支援事業所の登録等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項及び第3項に規定する地域生活支援事業を行う事業所の登録の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め るものとする。
  - (1) 障害者 法第4条第1項に規定する障害者をいう。
  - (2) 障害児 法第4条第2項に規定する障害児をいう。
  - (3) 移動支援事業 法第5条第26項に規定する移動支援事業をいう。
  - (4) 訪問入浴サービス事業 地域生活支援事業等の実施について(平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)で別紙として定められている地域生活支援事業実施要綱で別記として定められている市町村任意事業実施要領(以下「厚生労働省通知別記要領」という。)で定める訪問入浴サービスを行う事業をいう。
  - (5) 日中一時支援事業 厚生労働省通知別記要領で定める日中一時支援を行う事業をいう。
  - (6) 地域生活支援事業 移動支援事業,訪問入浴サービス事業及び日中一時 支援事業をいう。

(事業所の登録)

- 第3条 地域生活支援事業を行おうとする者は、事業所ごとに、別表第1左欄に掲げる事業の種類に応じて、それぞれ同表右欄に掲げる登録基準の要件を 満たすものとして、市長の登録を受けなければならない。
- 2 前項の登録を受けようとする者は、八千代市地域生活支援事業所登録申請 書(第1号様式)により市長に申請するものとする。
- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 法人の定款及び登記事項証明書
  - (2) 事業所の運営規程

- (3) 事業所の平面図
- (4) 次のいずれかの事業所であることを証するもの
  - ア 法第5条第27項に規定する地域活動支援センター
  - イ 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者により同項 に規定する指定障害福祉サービスを行うこととなる事業所
  - ウ 法第30条第1項第2号イに規定する基準該当事業所
  - エ 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第21条の5の3に規定する指定障害児通所支援事業者により同法第6条の2の2の障害児通所支援を行うこととなる事業所
  - オ 介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指 定居宅サービス事業者により同法第8条第3項に規定する訪問入浴介護 を行うこととなる事業所
- (5) 従業者の勤務の体制及び勤務形態を示すもの
- (6) 事業所を利用する者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要を示すもの
- (7) 事業所の収支予算書
- (8) その他市長が必要と認める書類
- 4 市長は、第2項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、申請に係る事業が別表第1から別表第3までに掲げる各基準のいずれも満たしていると認めるときは、申請者を地域生活支援事業を行う者として、当該申請者の申請した事業所を法第77条第1項及び第3項に規定する地域生活支援事業を行う事業所(以下「事業所」という。)として登録をすることができる。

(登録可否の通知)

第4条 市長は、前条第2項の規定による申請に対する結果について、八千代 市地域生活支援事業所登録可否決定通知書(第2号様式)により、申請者に 通知するものとする。

(変更等の届出)

第5条 第3条第4項の規定により地域生活支援事業を行う者として事業所の 登録を受けた者(以下「登録事業者」という。)は、当該登録を受けた事項 に変更があったときは、速やかに、変更した事項について、八千代市地域生活支援事業所登録事項変更届出書(第3号様式)により市長に届け出なければならない。

- 2 登録事業者は、既に登録を受けた地域生活支援事業を廃止し、若しくは休止し、又は再開するときは、八千代市地域生活支援事業所廃止(休止・再開)届出書(第4号様式)により市長に届け出なければならない。 (報告等)
- 第6条 市長は、必要があると認めるときは、登録事業者若しくは登録事業者であった者若しくは当該登録を受けた事業所の従業者であった者(以下「登録事業者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、登録事業者若しくは当該登録に係る当該事業所の従業者若しくは登録事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該登録事業者の当該登録に係る事業所、事務所その他当該登録事業者が行う地域生活支援事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、 その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを 提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈して はならない。

(登録の取消し)

- 第7条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条 第4項の登録を取り消すことができる。
  - (1) 別表第1から別表第3までに掲げる各基準を満たすことができなくなったとき。
  - (2) 地域生活支援サービス給付費(法第77条第3項の規定により地域生活支援事業として本市の行う地域生活支援サービス給付費支給事業において特定の事業に要した費用に対し給付されるものをいう。) の請求に関し不正な行為をしたとき。

- (3) 偽りその他不正な行為により第3条第4項の登録を受けたとき。
- (4) 登録事業者が前条第1項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の 提出若しくは提示を求められてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 登録事業者又は地域生活支援事業の登録を受けた事業所の従業者が前条 第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質 間に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検 査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- (6) 事業を廃止しているにもかかわらず、第5条第2項の規定による事業所 を廃止した場合の届出を行っていないとき。
- 2 地域生活支援事業の登録を受けた事業所の従業者が行った前項第5号に規 定する行為について、これを防止するために登録事業者が従業者の選任及び 地域生活支援事業の監督について相当の注意をしたと認められるときは、同 号を理由とする登録の取消しは行わない。

(補足)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に地域生活支援事業の事業者の登録に関し八千代市 で別に定められた基準により地域生活支援事業を行うことのできる者として 登録を受けた事業者は、この規則の施行の日にこの規則第3条第4項の規定 により地域生活支援事業を行う者として登録を受けたものとみなす。
- 3 前項の規定により地域生活支援事業を行う者として登録を受けた事業者が管理し、運営を行っている事業所(この規則の施行の日前までに地域生活支援事業を開始している事業所に限る。)については、この規則の施行の日にこの規則第3条第4項の規定により法第77条第1項及び第3項に規定する地域生活支援事業を行う事業所として登録を受けたものとみなす。

別表第1 (第3条第1項・第4項)

事業の種類	登録基準
移動支援事	次の各号のいずれかに該当すること。
業	(1) 法第5条第2項に規定する居宅介護,同条第3項に係
	る重度訪問介護,同条第4項に係る同行援護又は同条第
	5 項に係る行動援護(以下「居宅介護等」という。)に
	係る指定障害福祉サービス事業所であること。
	(2) 居宅介護等に係る基準該当障害福祉サービス事業所で
	あること。
	(3) その他市長が認める事業所であること。
訪問入浴サ	介護保険法第8条第3項に規定する訪問入浴介護に係る居宅
ービス事業	サービス事業所であること。
日中一時支	次の各号のいずれかに該当すること。
援事業	(1) 法第5条第7項に規定する生活介護, 同条第8項に該
	当する短期入所、同条第11項に規定する障害者支援施
	設、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に
	規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労
	継続支援(以下「生活介護等」という。)に係る指定障
	害福祉サービス事業所であること。
	(2) 生活介護等に係る基準該当障害福祉サービス事業所で
	あること。
	(3) 法第5条第27項に規定する地域活動支援センターで
	あること。
	(4) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達
	支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援又は同
	条第4項に規定する放課後等デイサービスに係る指定障
	害児通所支援事業所であること。
	(5) その他市長が認める事業所であること。

表第2(第3)	未							
事業の種類	***	人員に関する基準						
移動支援事	管理者	専従の常勤の者を置くこと。ただし、事業所の管						
業		理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に						
		従事し,又は当該事業所と同一の敷地内にある他						
		のサービスを提供する事業所、施設等の職務に従						
		事することができるものとする。						
	サービス	居宅介護等を行うサービス提供責任者(障害者の						
	提供責任	日常生活及び社会生活を総合的に支援するための						
	者	法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人						
		員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生						
		労働省令第171号。以下「省令」という。)第						
		5条第2項に規定するサービス提供責任者をい						
		う。)の資格要件となっている資格を有する従業						
		者を配置すること。						
	従業者	居宅介護等を行う従業者の資格要件となっている						
		資格を有する従業者を配置し、かつ、その人数が						
		常勤換算方法(省令第2条第16号に規定する計						
		算方法をいう。)で2.5人以上であること。						
		なお、利用者1人に対し、従業者1人を配置する						
		こと。						
訪問入浴サ	次の各号の	いずれにも該当すること。						
ービス事業		保険法第8条第3項に規定する訪問入浴介護に係						
		ミサービス事業所であること。						
		の常勤の管理者を置くこと。ただし、事業所の管						
		障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事						
	·	は当該事業所と同一の敷地内にある他のサービス						
		する事業所、施設等の職務に従事することができ						
		とする。						
		師又は准看護師を1名以上配置すること。						
H J. 45-7:		職員を2名以上配置すること。						
日中一時支	管理者	専従の者を置くこと。ただし、事業所の管理上支						
援事業		障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事						
		し、又は当該事業所と同一の敷地内にある他のサ						
		ービスを提供する事業所、施設等の職務に従事す						
	2)/ \  \(\lambda = \frac{1}{4}	ることができるものとする。						
	従業者	同時に利用する障害者及び障害児(以下「障害者						
		等」という。)の人数が15人以下の場合は2人						
		以上、15人を超えるときは、障害者等の人数が						
		2に障害者等の人数が15を超えて5又はその端						
		数を増すごとに1を加えて得た人数以上配置する						
		こと。						

別表第3(第3条第4項)

事業の種類	設備に関する基準
移動支援事	事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けるほ
業	か、移動支援事業の提供に必要な設備及び備品を備えている
	こと。
訪問入浴サ	介護保険法第8条第3項に規定する訪問入浴介護に係る居宅
ービス事業	サービス事業所であること。
日中一時支	次の各号のいずれにも該当すること。
援事業	(1) 事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設
	けること。
	② 日中一時支援の提供に必要な消防設備及び備品を備え
	ること。
	(3) 障害者等が活動するに十分な広さを確保するととも
	に、保健衛生及び安全性の確保に十分留意すること。

### 八千代市地域生活支援事業所登録申請書

令和 年 月 日

(宛先) 八千代市長

申請者

(設置者)

地域生活支援事業を行う者としての登録を受けたいので,次のとおり申請します。

	フリガナ								
申請者	名称								
	主たる事業所の所在地		(郵	便番号 -	-	)			
	法人の	種別							
(設置者)	連絡先	i	電話番号			FAX番号			
者)	少 <b>主</b> 孝			職		フリオ	<i>i</i> ナ		
	代表者の職及び氏名		名		氏》	各			
	代表者の住所		(郵	便番号 -	-	)			
登	フリガナ								
- 録 を	名称								
登録を受けようとする事業	事業所(施設)の所在地		(郵	便番号 -	-	)			
とす	地域生活支援事業	1.7	事業の種類	事	業開始予定年月	目		備	考
る事業の種類等		移動	支援事業						
		訪問	入浴サービス事業						
	業	日中	一時支援事業						

備考

<sup>1 「</sup>法人の種別」欄には、社会福祉法人、社団法人、財団法人、株式会社等の別を記載してください。

<sup>2</sup> 備考欄には、既に指定を受けている障害福祉サービス等の種類を記載してください。

## 地域生活支援事業に係る記載事項

	フリガナ								
	名称								
事業所	所在地	(郵便番号			)				
	連絡先	電話番号			FAX	番号			
当該	事業について	て定めてある気	定款, 寄	付行為	等の条文	第	条 第	項 第	号
	フリガナ				(郵便番	号	_	)	
管理者	氏名			住所					
但	生年月日	年 月	目						
	従業者(指導員)の員数:		従業者(指導員)				職務	その内容	
	化未有 (拍《	専	従	兼務					
	常勤 (人)								
	常勤換算後の人数								
主な営	主な営業日					•			
営業に関する	営業時間								
る事項	通常の事業	の実施地域							

#### 備考

- 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別に記載した書類を添付してください。
- 2 「主な営業に関する事項」については、本欄の記載を省略し、別添資料として添付して差し支えありません。

八千代市地域生活支援事業所登録可否決定通知書

第号

年 月 日

様

八千代市長

印

年 月 日付けで申請のあった地域生活支援事業所の登録について下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

1 登録します。

事業者名

所 在 地

事業所名

所 在 地

事業の種類

登録年月日

事業所番号

2 登録しません。

理由

#### (教示)

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八千代市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八千代市を被告として提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

# 八千代市地域生活支援事業所登録事項変更届出書

年 月 日

(宛先) 八千代市長

所 在 地 届出者 事業者名 代表者氏名

次のとおり登録を受けた内容について変更しましたので、届け出ます。

登釒	录内容を変更	事業所名		
した事業所		事業所所在地		
		事業所番号		
登銀	录を受けた事業の	の種類		
変見	更があった事項		変更	更の内容
1	事業者の名称			
2	事業者の所在地	<u>tt</u>		
3	事業者の代表者	<b>斉職・氏名・</b>	変	
	住所		変更前	
4	事業者の連絡先	t		
5	事業所の名称			
6	事業所の所在地	也		
7	事業所の連絡労	t		
8	事業所の管理者	<b>貴の氏名・住</b>		
	所		変	
9	事業所のサート	ごス提供責任	変更後	
	者の氏名・住所	听(移動支援		
	のみ)			
10	事業所の運営規	見定		
変見	<b>更</b> 年月日			

八千代市地域生活支援事業所廃止(休止·再開)届出書

年 月 日

(宛先) 八千代市長

所 在 地 届出者 事業者名 代表者氏名

次のとおり地域生活支援事業を廃止(休止・再開)しましたので、届け出ます。

廃止(休止・再開)する	事業所名			
事業所	事業所所在地	(郵便番号	_	)
	事業所番号			
廃止(休止・再開)する				
事業の種類				
廃止(休止・再開)した				
年月日				
廃止又は休止した理由				
当該地域生活支援事業の				
サービスを受けていた者				
に対する措置(廃止又は				
休止した場合のみ)				
休止予定期間				

備考 事業の再開に係る届出において、休止前の内容と変更がある場合は、その内容が分かる 書類を添付してください。